

## 岩倉市認定こども園等運営費補助金（新型コロナウイルス感染症対策補助金）交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、認定こども園、認可保育所、小規模保育事業所、病児・病後児保育施設及び認可外保育施設（以下「認定こども園等」という。）において、新型コロナウイルス感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ認定こども園等の事業を継続的に提供していくために実施する事業（以下「補助対象事業」という。）に要する費用に対し、予算の範囲内において交付する岩倉市認定こども園等運営費補助金（新型コロナウイルス感染症対策補助金）（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項の規定に基づき設置された幼保連携型認定こども園のうち学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）により設置されたものをいう。
- (2) 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した保育所をいう。
- (3) 小規模保育事業所 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する事業所をいう。
- (4) 病児・病後児保育施設 法第6条の3第13項に規定する病児保育事業を実施するために本市から委託を受けている施設をいう。
- (5) 認可外保育施設 法第59条の2第1項の規定に基づく届出を要する施設のうち、本市に当該届出を行っている施設をいう。ただし、居宅訪問型保育事業を行うものを除く。

### （補助要件）

第3条 補助金の交付を受けることができる施設は、市内の認定こども園等とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費であって、次に掲げるもの（当該年度の4月1日から3月31日までの間に発注及び支払が完了しているものに限る。）とする。

- (1) 感染症対策のために認定こども園等の職員（以下「職員」という。）が勤務時間外に施設内の消毒、清掃等を行った場合の超過勤務手当及び休日勤務手当
- (2) 感染症対策のために職員個人が施設又は日常生活において必要とする物品等の購入に係る費用
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な備品及び消耗品の購入に係る費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とし、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額（その額に1,000円未満の金額があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 認定こども園 400,000円
- (2) 認可保育所 200,000円
- (3) 小規模保育事業所 150,000円
- (4) 病児・病後児保育施設 100,000円
- (5) 認可外保育施設 150,000円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩倉市認定こども園等運営費補助金（新型コロナウイルス感染症対策補助金）交付申請書（様式第1）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、岩倉市認定こども園等運営費補助金（新型コロナウイルス感染症対

策補助金) 交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに岩倉市認定こども園等運営費補助金(新型コロナウイルス感染症対策補助金)実績報告書(様式第3)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付等)

第9条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、岩倉市認定こども園等運営費補助金(新型コロナウイルス感染症対策補助金)確定通知書(様式第4)により補助事業者に通ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、速やかに岩倉市認定こども園等運営費補助金(新型コロナウイルス感染症対策補助金)請求書(様式第5)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求があつたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を交付の目的以外の目的に使用したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付について不正の行為があつたとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該部分の補助金を返還させなければならない。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業者に対して事業について必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定め

る。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。  
(岩倉市認定こども園等運営費補助金(新型コロナウイルス感染症対策分)交付要綱の廃止)
- 2 岩倉市認定こども園等運営費補助金(新型コロナウイルス感染症対策分)(令和2年3月18日施行)は、廃止する。  
(岩倉市認定こども園等運営費補助金(令和2年度新型コロナウイルス感染症対策分)交付要綱の廃止)
- 3 岩倉市認定こども園等運営費補助金(令和2年度新型コロナウイルス感染症対策分)(令和2年9月1日施行)は、廃止する。

様式第1（第6条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住所

代表者職・氏名

岩倉市認定こども園等運営費補助金  
（新型コロナウイルス感染症対策補助金）交付申請書

このことについて、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 認定こども園等運営費補助金（新型コロナウイルス感染症対策補助金）所要額調書
- 3 各事業補助金所要額明細書
- 4 各事業実施計画書
- 5 その他の参考資料

様式第2（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長

印

岩倉市認定こども園等運営費補助金  
（新型コロナウイルス感染症対策補助金）交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました補助金については、岩倉市認定こども園等運営費補助金（新型コロナウイルス感染症対策補助金）交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定します。

記

交付決定額 金 円

様式第3（第8条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

補助事業者 住所

代表者職・氏名

岩倉市認定こども園等運営費補助金  
（新型コロナウイルス感染症対策補助金）実績報告書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 認定こども園等運営費補助金（新型コロナウイルス感染症対策補助金）精算書
- 2 各事業補助金精算額調書
- 3 各事業実績調書
- 4 その他の参考資料

様式第4（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長

印

岩倉市認定こども園等運営費補助金  
（新型コロナウイルス感染症対策補助金）確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました補助金の額を確定しましたので、岩倉市認定こども園等運営費補助金（新型コロナウイルス感染症対策補助金）交付要綱第9条第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

補助金の確定額 金 円



様式第5（第9条関係）

岩倉市認定こども園等運営費補助金  
（新型コロナウイルス感染症対策補助金）請求書

金 円

岩倉市認定こども園等運営費補助金（新型コロナウイルス感染症対策補助金）交付要綱  
第9条第2項の規定により上記金額を請求します。

年 月 日

岩倉市長 殿

補助事業者 住所  
代表者職・氏名

補助金の振込先

金融機関名		
支店名		
預金種別		
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	漢字	